

平成30年度

監査結果報告書

施設監査（学校・幼稚園・保育所）

大分市監査委員



監 査 第 9 2 6 号
平成 3 1 年 2 月 2 0 日

大 分 市 長 佐 藤 樹一郎 殿
大 分 市 議 会 議 長 野 尻 哲 雄 殿
大分市教育委員会教育長 三 浦 享 二 殿

大分市監査委員 佐 藤 日出美

大分市監査委員 古 庄 研 二

大分市監査委員 佐 藤 和 彦

大分市監査委員 大 石 祥 一

監査の結果について（報告）

施設監査（学校・幼稚園・保育所）を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

施設監査結果報告

1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象	監査の期間
<p>教育部</p> <p>小学校 6校 大道、西の台、川添、 判田、植田、鴛野</p> <p>中学校 3校 王子、判田、佐賀関</p>	<p>平成30年度(平成30年4月1日～平成30年9月30日)に係る支出負担行為等の経理事務及び財産管理状況等</p>
<p>子どもすこやか部</p> <p>幼稚園 2園 判田、植田</p> <p>保育所 7保育所 裏川、住吉、敷戸南、 あかつき、小野鶴こぼと、 河原内、佐賀関</p>	<p>平成30年10月24日～平成31年1月25日</p>

2 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、物品及び施設の管理等は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

3 監査の結果

教育部 学校

(1) 施設の管理状況について（駕野小学校）

ア 施設の使用許可事務が適正に行われていないもの

学校施設等の適正な管理運営に関する通知では、許可証の冊子は、書き損じ、破損等あっても切り取り破棄せず、ホッチキス留め等をして冊子に残しておくこととされている。

しかしながら、書き損じた許可証及び控えを切り取り破棄していた。今後は、通知に従い適正な事務処理をされたい。

所管課

(1) 物品の管理状況について（体育保健課）

ア AEDの管理が適正に行われていないもの

大分市教育委員会危機管理マニュアルでは、学校内におけるAEDの運用について、体育館へ固定式のAEDを設置することとされている。

しかしながら、佐賀関中学校において、固定式のAEDが正面玄関へ設置されており、体育館へ設置されていなかった。

今後は、マニュアルに従い適正な配置を行われたい。

子どもすこやか部 幼稚園

特に指摘事項はなかった。

保育所

(1) 支出負担行為等の経理事務について（小野鶴こぼと保育所）

ア 前渡資金の精算が適正に行われていないもの

大分市財務規則の規定では、資金前渡職員は、用件終了後速やかに精算し、証拠書類を添えて支出命令者に精算の報告をしなければならないとされている。

しかしながら、保育所扶助費に係る前渡資金について、精算残金額と資金前渡口座の残額が一致しないにもかかわらず、そのまま精算の報告を行っていた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

所管課

(1) 支出負担行為等の経理事務について（保育・幼児教育課）

ア 前渡資金の精算が適正に行われていないもの

大分市財務規則の規定では、支出命令者は資金前渡職員から精算の報告を受けたときは、その内容を調査し、精算残金額があるときは、保育所の扶助費については翌月に繰り越すことができることとされている。

しかしながら、小野鶴こぼと保育所の扶助費において、精算の報告内容を十分に調査せず、精算残金額と資金前渡口座の残額が一致しないまま精算を行っていた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。